

2016年3月10日

## 金融のIoT化

公益財団法人 国際通貨研究所  
理事 本田敬吉

IoT (Internet of Things) の波はわが金融業にもひたひたと迫っている。金融も”things”の一端である以上それは必然かもしれない。

2008年12月に「電子記録債権法」が施行され、翌年以降メガバンク3行がそれぞれ順次独自の電子債権記録機関を設立した。そして平成2013年には全国銀行協会100%出資の(株)全銀電子債権ネットワーク、通称「でんさいネット」が発足した。これはまさに銀行業務IoT元年といってよい出来事だ。

「でんさいネット」のおかげで納入企業(サプライヤー)が支払企業(オーダーラー)に対して有する債権を電子記録債権化し、従来の手形に代替して転々流通させることが可能になった。今後は手形割引や手形貸付に代わる「でんさい割引」や「でんさい貸付」が主流となる。それに伴い「でんさい不渡り」もあるわけで昨年中の発生は8件で計13百万円に過ぎなかったが、今後利用者の裾野が広がるにつれ増加するだろう。

「でんさいネット」利用者は2015年9月で42万社に達し我が国企業約400万社の1割を超えた。これを反映して手形取引は3割以上減少した。そのメリットは明らかだ。領収書発行が不要となり、印紙税は節約、手形現物保管に係わるコストとリスクは消え、自動決済のおかげで事務負担削減、支払当日から直ちに資金の利用が可能、などなど。

「でんさいネット」参加の全国573金融機関をはじめ事業会社の財務経理部門の労働生産性が上がること請け合いだ。さらにこの先進的システムがアジア周辺国との銀行間自動決済システムと繋がり、送金手続きなどの標準化が進み、クロスボーダー決済環境が整って来ればアジア国際金融環境の飛躍的な向上が見込まれる。

国際貿易取引に目を転ずれば、そこではすでに国際銀行間通信協会(SWIFT: Society for Interbank Financial Telecommunication)による貿易業務電子化(TSU: Trade Service Utility)が進んでおり、船荷証券をはじめとする貿易書類の照合点検事務は大幅に効率化されている。個別TSUの好例として三菱東京UFJ銀行では中国銀行との間で、取引企業の輸出入取引に関する代金決済手続きを電子化した結果、従来平均10日かかっていた決済が最短3日で済むようになった。

こうした流れは国際金融と決済通貨のあり方にも見直しを問いかけてくる。従来、貿易金融論の講義では、信用状、船積書類と貸渡し、保険証書、FOB/CIF、メールダイ、一覧払い、ユーザンス、暗号帳、コルレス契約、金利と為替相場の関係等々は定番だった。それが根底から見直される時代に入った。

インターネットは万全ではない。セキュリティやサイバーテロや国家権力の介入などはこれからも難題として残り、また IT 自体の技術革新も続く。金融工学と称する非伝統的 IT を駆使した難解な金融商品が今後も登場するだろう。

暗号技術の高度化とそのコストアップも避けられない。仮想通貨の取引所を登録制にといった話は一般人にはお伽話に聞こえるがいずれは実現するだろう。

とどのつまり IoT の波は IT とインターネット業界の抱える問題の多くを金融業界にも持ち込んでくると思われ、当事者としての注意と対応策にはおさおさ怠りがあってはならない。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>